

山口市短期集中型サービス実施事業業務委託に係る募集要項

1 目的

この要項は、山口市短期集中型サービス実施事業に係る業務受託事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) 業務名

山口市短期集中型サービス実施事業

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「山口市短期集中型サービス実施事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりのとおり

3 応募資格

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山口市の介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの趣旨を理解し、円滑な事業の運営と実施ができること。
- (2) 本業務を遂行できる事業所を山口市内に有していること。
- (3) 地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税並びに市の徴収金を滞納していないこと。
- (5) 参加申請の提出期限(令和5年5月17日)から契約締結までの間において、山口市入札参加資格に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定した者に限る。)を受けた者を除く。

4 応募方法等

(1) 提出書類

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 業務計画書(様式第2号)
- ③ 職員一覧表(様式第3号)及び資格証の写し
- ④ 実施場所の外観及び内部が分かる写真

(2) 提出期限

事業開始希望日の3月前の月の末日 ※期限厳守

(2) 提出場所

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市健康福祉部 高齢福祉課 地域包括ケア担当

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法

郵送もしくは持ち込み ※上記提出期限の17時15分必着

(5) 審査結果

審査終了後、審査結果通知書により通知するものとする。

5 その他

(1) 申請に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 申請書を含む関係書類に虚偽の記載をした場合は、申請書を含む関係書類を無効とする。

6 問い合わせ先

〒753-8650

山口県山口市亀山町2番1号

山口市健康福祉部 高齢福祉課 地域包括ケア担当

電話番号：083-934-2792

F A X：083-934-2647

E-mail：hokatsu@city.yamaguchi.lg.jp